

今月のお知らせ

福祉

生き生きしらぬか健康入浴事業

高齢者の皆さんの健康づくりやふれあい、相互交流の推進を図るため、毎月2回「しらぬかの湯」に無料で入浴できる事業です。

対 4月1日現在、町内在住で満70歳以上の方

実施日／毎月第2、第4金曜日

※実施日は広報最終ページのカレンダーを確認してください。

時間／10時～16時

所 しらぬかの湯

申請手続き

4月上旬(予定)に対象者へ申請書を発送しますので「しらぬかの湯」窓口にて提出してください。

問 介護福祉課高齢者支援係 (587)

しらぬかの湯 ☎ 2・3272

生き生きしらぬか外出支援事業

重度心身障がい者や高齢者の交通費の一部を助成するため、タクシー運賃補助券を配布します。

対 4月1日現在、町内在住で次の①～④に該当する方(施設入所者は対象外)

① 満75歳以上

介護に係る研修の受講料を助成

町内の介護サービス事業所で勤務している方を対象に、研修に係る受講料等を全額助成しています。

介護の仕事に興味のある方や資格を取得したい方など、受講を希望する場合は気軽に問い合わせください。

対 町内の介護サービス事業所に勤務している方または就職希望者

【対象となる研修】

- ・介護職員初任者研修(介護の基礎知識や技術を身につける研修で、ヘルパー業務を行う際に必要な資格を取得することができます)
- ・介護福祉士実務者研修(介護福祉士の国家試験の受験資格を取得することができま)

助成対象/受講料・テキスト代

問 介護福祉課介護保険係 (521)

介護福祉課高齢者支援係 (587)

本事業は、健診の受診や健康づくり、生きがいづくりに取り組む高齢者の活動実績に応じ、ポイントを付与するもので、集めたポイントはシラトピア商品券と交換できます。

4月下旬に対象者に案内状を発送しますのでご覧ください。

対 4月1日現在、町内在住で満65歳以上の方

問 介護福祉課高齢者支援係 (587)

生き生きしらぬか活動応援ポイント事業

すでに設置している方に1回受ける法定検査費用を補助します。対象者には、都度ご案内します。

対象区域/下水道整備計画区域以外の住宅、業務施設

申込期限/令和9年1月末日

問 町民サービス課生活環境係 (518)

税金

土地価格および家屋価格縦覧帳簿

土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を役場税務課(1階6番窓口)で縦覧します。

縦覧期間/4月1日(水)～6月1日(月)

(土・日曜日、祝日を除く)

暮らし

お墓に関する手続き

次の場合は手続きが必要になりますので、忘れずに届け出ください。

- ① お墓に納骨する
- ② お墓の使用者を変更する
- ③ 他のお墓やお寺に改葬する
- ④ お墓を建設、改築または撤去する
- ⑤ お墓を返還する

使用者が亡くなった日から10年経過しても継承者がいない場合や、土地の使用許可を受けてから使用せずに3年が経過した場合(樹木葬墓所および合葬墓を除く)は、使用許可が取り消される場合がありますのでご注意ください。

問 町民サービス課生活環境係 (517)

合併処理浄化槽の補助制度

補助金額/5人槽 90万円
6人槽以上 110万円

※補助金の交付に時間を要するため、早めにご相談ください。

※単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換工事の補助制度もあります(右記の金額+9万円)

▼一緒に水洗トイレに替えたい方
補助金額/1棟につき限度額6万円

野犬掃とう

野犬掃とうは、野犬などによる町民へのかみつき事故等を未然に防ぐことを目的に実施しています。

放し飼いの犬は、野犬とみなし捕獲の対象となりますので、飼い主の方は犬を放さないよう気をつけてください。また、犬の散歩時は必ずリードなどでつなぎ、ふんは必ず持ちかえるようにしましょう。

▼野犬掃とう期間
4月1日～令和9年3月31日

問 町民サービス課生活環境係 (517)

水道課からのお知らせ

▼水道料金等を忘れずに納めましょう
水道料金・下水道使用料は納期限までに納めましょう。未納が続くと給水停止や滞納処分となる場合があります。なお、個人に応じた納付に関するご相談も受け付けますので水道課(1階5番窓口)までお越しください。

▼水道料金・下水道使用料の口座振替
窓口の負担軽減およびコスト削減のため、水道料金・下水道使用料を納付している方は、口座振替への切替えにご協力をお願いします。

なお、手続きは水道課窓口または各金融機関にお越しください。

▼メーター検針への協力について
毎月25日から27日に検針員が水道メーターの検針を行っています。検針することが困難にならないよう、メーター周りの整理について、ご協力をお願いします。

問 水道課業務係 (564)

既存住宅耐震改修等補助金制度

白糠町既存住宅耐震改修等補助金制度の受け付けを開始します。

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象に、耐震改修工事および減災対策工事に要する費用を補助します。

補助金額/1戸につき30万円

対象工事/

- ① 防災ベッドの購入や防災シェルターの設置費用
- ② 躯体補強(部分補強工事を含む)

必要なもの/申請者のマイナンバーカード、または運転免許証等の身分証明書。なお、代理人・法人の場合は委任状。

問 税務課資産税係 (535)

家屋取り壊しの届け出

家屋の一部や全部を取り壊し、届け出をしていない方は、役場税務課(1階6番窓口)にある「家屋減失申告書」を提出してください。

なお、釧路地方法務局で滅失登記の手続きをした方は、届け出の必要はありません。

問 税務課資産税係 (535)

町営住宅入居者募集

受付期間/4月1日(水)～7日(火)

入居時期/5月上旬予定

募集住宅/橋北団地7件、日の出団地4件、共栄団地1件

※申し込み資格や申し込み方法など、詳しくは上記2次元コードをご確認ください。

問 建設課住宅管理係 (285)

電柱にカラスの巣を見つけたら

春から初夏にむけてカラスの巣作りが盛んになります。

巣の材料には、ハンガーや針金などの金属が使われることもあり、金属が電線に触れると停電の原因となる場合があります。電柱にカラスの巣を見つけたときは、北海道電力ネットワーク(株)までご連絡ください。

問 ☎ 0120・06・0669



広告

体験ファーム

宮木農園

住所: 白糠町麻路基線181-3
区画: 50㎡ 10×5m
期間: 6月1日～10月15日
時間: AM8:00～PM4:00
金額: 6,500円(1シーズン)

お問い合わせ 070-1634-3678 (担当: 小野)